

委員会提出議案第 3 号

議会基本条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 28 日提出

議会運営委員会

委員長 坂上昌史

提案理由

本町議会においては、災害時等においても議会機能を的確に維持するにあたり、その
ために必要となる組織体制や議員の行動基準について、議会 B C P を別途策定している
旨を明文化するため、この条例案を提出するものです。

議会基本条例の一部を改正する条例

議会基本条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 災害時等の議会の対応に関することは、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会基本条例（平成20年条例第11号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
(災害時等の議会の対応) 第18条 (略) <u>2 災害時等の議会の対応に関することは、別に定める。</u>	(災害時等の議会の対応) 第18条 (略)